

仕 様 書

1 件 名 限度額適用・標準負担額減額認定証の台紙作成

2 委託期間 契約締結日から令和5年7月28日（金）まで

3 委託業務内容

限度額適用・標準負担額減額認定証の帳票の台紙を作成し、委託者が指定する場所に納品する。詳細については別紙のとおりとする。

4 委託の数量

限度額適用・標準負担額減額認定証のA4版台紙の作成	144,900枚
市町村等への搬入	41か所

5 委託条件

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならないこと。
- (3) 業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。

6 委託責任者 京都府後期高齢者医療広域連合 業務課長

7 監督者 京都府後期高齢者医療広域連合 業務課担当職員

8 作成物の帰属

委託業務の履行に伴い発生する帳票等の所有権は、すべて京都府後期高齢者医療広域連合に帰属する。

9 注意事項

- (1) 製品作成について特許等がある場合は、受託者がその責任を負うこと。
- (2) その他本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度委託責任者と協議の上処理する。
- (3) 委託数量については、予算の範囲内で変動することがあるが、その場合の単価の見直しは行わないものとする。
- (4) 納品時、納品したことが確認できる受取書を各市区町村より徴取し、京都府後期高齢者医療広域連合に提出する。

別紙

- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証の台紙作成、印字
 - ① 大きさは、A4版とする。
 - ② 用紙の色は白色にレイアウト部分（縦128ミリメートル、横91ミリメートル）を緑色（インク名：あさぎ色、可能な限り見本に近い色とすること。）とする。レイアウトは別添1のとおりとする。
 - ③ レイアウト部分をミシン目で区分し、容易に切り取りできるものであること。
 - ④ 紙質は、上質紙110kg。
 - ⑤ 表面には、複写時に「複写」の文字が現れる、一部マイクロ文字を使用するなど、偽造防止のための加工「**KYOTO KOUKIKOUREI KOUIKIRENGOU**」を施すこと。

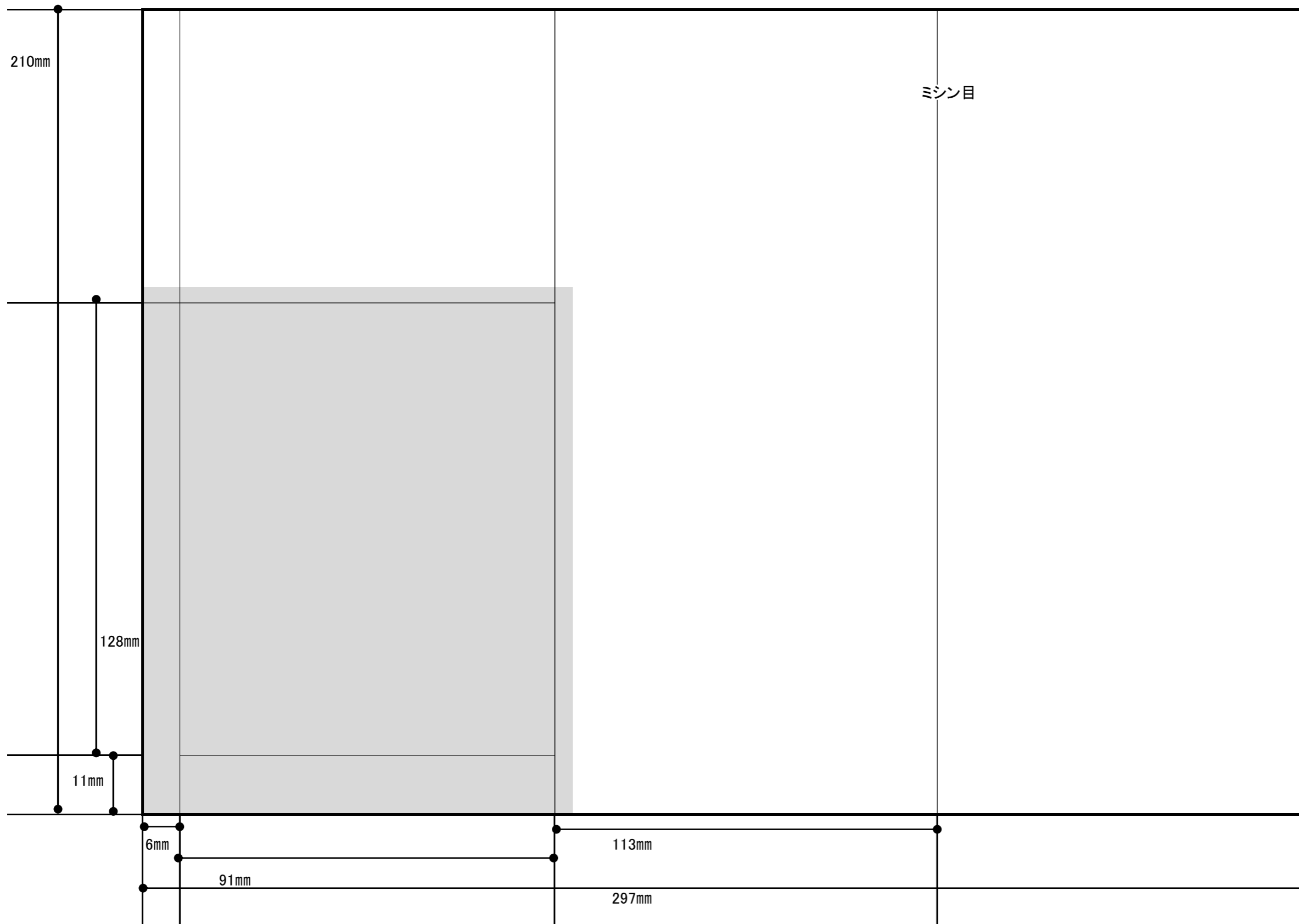
台紙上では「複写」の文字が可能な限り見えないようにし、カラー印刷したときに「複写」の文字が浮かび上がるようにする。1色刷り、2色刷り等については、協議の上「複写」の文字の浮かび上がりの状態により決定する。
 - ⑥ 台紙の左を基点210mmの所に縦のミシン目を入れる。
 - ⑦ 裏面には、指定の文言（別添2）を印字する。
 - ⑧ 湿気防止のため、台紙全体をビニール袋で保護してから段ボールに詰めて納品する。

- ・ 作成前に必ず、色、文言等の校正を行う。

なお、校正後、本印刷するまでに作成物の見本を作成いただき校正を行うこととする。

- ・ 市町村等への搬入
別添3のとおり、委託者が指示する市町村及び区役所等へ納品枚数を搬入する。

- ・ その他
校正を行うこと。
各市町村・区役所・当広域連合への納品は令和5年7月21日（金）までに完了すること。
見本は、当広域連合から別途お渡しします。



※グレー網掛部分(142mm×100mm)の範囲を、委託者が指定する色とし、複写防止加工を施すこと。

(裏面)

注意事項

1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

別添3 納品先一覧

	市区町村名	郵便番号	所在地	担当課名	電話番号	納品部数
1	京都市保険年金課	612-8244	京都府京都市伏見区横大路千両松町 京都市災害物資搬送センター	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課	(直通)075-213-2993(代表)075-213-5861	62,500
2	京都市北区	603-8511	京都市北区紫野東御所田町33番地の1	北区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-432-1257(代表)075-432-1181	500
3	京都市上京区	602-8511	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地	上京区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-441-5130(代表)075-441-0111	1,900
4	京都市左京区	606-8511	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	左京区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-702-1170(代表)075-702-1000	2,500
5	京都市中京区	604-8588	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	中京区役所保健福祉センター保険年金課 (保険給付担当⑦番窓口)	(直通)075-812-2585(代表)075-812-0061	1,250
6	京都市東山区	605-8511	京都市東山区清水五丁目130番地の6	東山区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-561-9199(代表)075-561-1191	100
7	京都市下京区	600-8588	京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608番地の8	下京区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-371-7252(代表)075-371-7101	200
8	京都市南区	601-8511	京都市南区西九条南田町1番地の3	南区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-681-3357(代表)075-681-3111	2,100
9	京都市右京区	616-8511	京都市右京区太秦下刑部町12番地	右京区役所保健福祉センター保険年金課 ⑫番窓口 保険給付・年金担当	(直通)075-861-2032(代表)075-861-1101	4,500
10	京都市伏見区	612-8511	京都市伏見区鷹匠町39番地の2	伏見区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-611-1864(代表)075-611-1101	1,900
11	京都市西京区	615-8522	京都市西京区上桂森下町25番地の1	西京区役所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-381-7409	1,300
12	京都市伏見区役所深草支所	612-0861	京都市伏見区深草向畑町93番地の1	伏見区役所深草支所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-642-3809(代表)075-642-3101	1,150
13	京都市伏見区役所醍醐支所	601-1366	京都市伏見区醍醐大構町28番地	伏見区役所醍醐支所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-571-6529(代表)075-571-0003	1,750
14	京都市西京区役所洛西支所	610-1198	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	西京区役所洛西支所保健福祉センター保険年金課 保険給付・年金担当	(直通)075-332-9298(代表)075-332-8111	300
15	京都市右京区役所京北出張所	601-0292	京都市右京区京北周山町上寺田1番地の1	右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当	(直通)075-852-1815	150
16	福知山市	620-8501	福知山市字内記13番地の1	福知山市役所 保険年金課 高齢者医療係	0773-24-7018	4,500
17	舞鶴市	625-8555	舞鶴市字北吸1044番地	舞鶴市役所 福祉部 保険医療課 後期高齢・福祉医療係	0773-66-1075	3,000
18	綾部市	623-8501	綾部市若竹町8番地の1	綾部市役所 市民・国保課	(直通)0773-42-4246(代表)0773-42-3280	1,200
19	宇治市	611-8501	宇治市宇治琵琶33番地	宇治市役所 年金医療課	(代表)0774-22-3141	13,000
20	宮津市	626-8501	宮津市字柳縄手345番地の1	宮津市役所 税務・国保課 国保年金係	0772-45-1616	1,000
21	亀岡市	621-8501	亀岡市安野野々神8番地	亀岡市役所 保険医療課 高齢者医療係	0771-25-5026	7,000
22	城陽市	610-0195	城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	城陽市役所 国保医療課 医療係	0774-56-4039	6,500
23	向日市	617-8772	向日市寺戸町小佃5番地の1	向日市役所 市民サービス部 医療保険課 後期高齢者医療担当	(直通)075-874-2798 (代表)075-931-1111	2,500
24	長岡京市	617-8501	長岡京市開田1丁目1番1号	長岡京市役所 医療年金課 医療係	075-951-2121(代)	3,500
25	八幡市	614-8501	八幡市八幡園内75番地	八幡市役所 健康福祉部 国保医療課 医療係	075-983-2976(直通)	4,700
26	京田辺市	610-0393	京田辺市田辺80番地	京田辺市役所 国保医療課 医療係	0774-64-1374	3,000
27	京丹後市	627-8567	京丹後市峰山町杉谷889番地	京丹後市役所 市民環境部 保険事業課	0772-69-0220	3,300
28	南丹市	622-8651	南丹市園部町小桜町47番地	南丹市役所 市民部 市民課	0771-68-0011	1,000
29	木津川市	619-0286	木津川市木津南垣外110番地9	木津川市役所 国保年金課 医療係	(直通)0774-75-1214(代表)0774-72-0501	2,000
30	大山崎町	618-8501	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地	大山崎町役場 健康課 保険医療係	075-956-2101(代表)	300
31	久御山町	613-8585	久世郡久御山町島田ミスノ38番地	久御山町役場 国保健康課	075-631-9913/0774-45-3906	900
32	井手町	610-0302	綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地	井手町役場 保健医療課	0774-82-6166	600
33	宇治田原町	610-0289	綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1	宇治田原町役場 健康対策課	0774-88-6610	800
34	笠置町	619-1303	相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1	笠置町役場 保健福祉課	0743-95-2303	200
35	和束町	619-1295	相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2	和束町役場 税住民課	0774-78-3005(直通)	300
36	精華町	619-0285	相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地	精華町役場 住民部 国保医療課 医療係	0774-95-1929(直通)	1,100
37	南山城村	619-1411	京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1	南山城村役場 保健医療課	0743-93-0104(直通)	400
38	京丹波町	622-0292	船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1	京丹波町役場 健康福祉部 住民課	0771-82-3803	400
39	伊根町	626-0493	与謝郡伊根町字日出651番地	伊根町役場 住民生活課	0772-32-0503	100
40	与謝野町	629-2498	与謝郡与謝野町字加悦433番地	与謝野町役場 保健課	0772-43-9022	1,000
41	京都府後期高齢者医療広域連合	600-8411	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸5階	京都府後期高齢者医療広域連合	075-344-1219(業務課)	500
					合計	144,900